

所謂ブハラ・ハーン国期古文書研究の概要

1999/06/12/Sat.

於東京大学文学部アネックス

磯貝 健一 (日本学術振興会特別研究員・京都大学)

1. ブハラ・ハーン国領内

McChesney, R.D., *Waqf in Central Asia. Four hundred years in the history of a muslim shrine, 1480-1889*, Princeton, 1991

備考: 説明省略。

Абдураимов, М.А., *Очерки аграрных отношений в Бухарском ханстве в XVI-первой половине XIX века. 2 тома*, Ташкент, 1966-70

備考: ブハラ・ハーン国期の土地制度および税制についての古典的研究書。

Арендс, А.К., Халидов, А.Б., Чехович, О.Д., *Бухарский Вақф XIII в. Факсимиле. Издание текста, перевод с арабского и персидского, введение и комментарий*, Москва, 1979

備考: 1299 年に作成されたワクフ文書。設定者は 'Abd ar-Rahīm Istijābī で、物件所在地はブハラ近郊。オリジナルはアラビア語だが、後代ペルシア語訳も作成された。ファクシミール出版されたアラビア語とペルシア語のテキストは、各々コピーであり、後者は 18 世紀末に筆写されたもの。本書で校訂の対象とされたのは、このペルシア語訳のみである。

Бертельс, Е.Э. (ed.), *Из архива шейхов Джуйбары. Материалы по земельным и торговым отношениям Ср. Азии XVI века*, Москва-Ленинград, 1938

備考: 16 世紀ブハラにおけるナクシュバンディーヤの指導者、ジュイバリー家の不動産蓄積を解明する文書群。この集成の作成時、同家出身の Khwāja Sa'd がブハラに所有していた不動産の目録で、具体的には売買文書の集成である。計 385 点。

Чехович, О.Д., *Документы к истории аграрных отношений в Бухарском ханстве. Выпуск 1. Акты феодальной собственности на землю XVII-XIX вв.*, Ташкент, 1954

備考: 稀覯本の類に属するためあまり利用されないが、Чехович の初期の代表作。収録される文書は計 51 点にのぼり、売買 (22)・国有地購入と免税私有地作成 (8)・免税私有地作成 (1)・勅令 (6)・上奏 (3) など多様な文書が含まれる。

本書の目的は封建的土地所有形態の実相と、過去における勤労大衆の境遇を解明することにある。第二巻は、ブハラ・ハーン国における農民反乱に関連した文書の集成として公刊されるはずであったが、結局この出版計画は実現されなかった。

本書巻頭の研究部分では、免税私有地たる milk-i hurr-i khālīṣ の作成過程と、その法的根拠の解明にかなりの部分が割かれている。こうした免税私有地が下賜により生成されるのではなく、たとえ擬制的なものにしても、あくまで合法的な国有地の売買を通して作成されるものであることを明らかにしたのは、Чехович の大きな功績の一つである。彼女が生涯取り組んだ一連の土地制度史研究の成果により、課税対象となる一般の私有地と、国有地、免税私有地との間の相関関係がほぼ明らかとなった。また、McChesney にも引き継がれている、16 世紀半ば以降、継続的に国有地が私有地へと転化していった、という有名なテーゼは、すでに本書にもあらわれている。

他の Чехович の著作同様、巻末には文書のファクシミールも掲載される。

Чехович, О.Д., *Самаркандские Документы XV-XVI вв. (О владениях Ходжи Ахрара в Средней Азии и Афганистане). Факсимиле, критический текст, перевод, введение*,

пимечания и указатели, Москва, 1974

備考: 15 世紀中央アジアにおけるナクシュバンディーヤの指導者、ホージャ・アフラルに関連する
ワクフ文書とこれに関連する各種文書の集成。内訳は、ワクフ文書 (5)・売買 (8)・勅令 (2)・法
廷での陳述・判決 (3) の計 18 点。

Чехович, О.Д., *Бухарские документы XIV века*, Ташкент, 1965

備考: クブラヴィーヤのシャイフ、Sayf ad-Dīn Bākhārī の廟とハーンカーフ維持のため、彼の孫が
おこなったワクフ設定を記録した文書。これに付随する各種文書も含め、計 6 点が収録される。

Фитрат, Р.Р., Сергеев, Б.С., *Казийские документы*, Ташкент, 1937

備考: *Majmū'a-yi Wathā'iq* の部分的活字出版。

Иванов, П.П., *Хозяйство Джуйбарских шейхов. К истории феодального землевладения
в Средней Азии в XVI-XVII вв.*, Москва-Ленинград, 1954

備考: Бертельс, Е.Э.1938 に収録された文書のロシア語抄訳と研究。

Казаков, Б.А., *Документальные памятники Средней Азии*, Ташкент, 1987

備考: 各種文書の書式を分析・紹介したもの。

Мухтаров, А., *Материалы по истории Ура-Тюбе. Сборник актов XVII-XIX вв.*,
Москва, 1963

備考: 現タジキスタン共和国領内の都市ウラ・チュベに関連する各種文書の集成。小冊子である。

Мукминова, Р.Г., *К истории аграрных отношений в Узбекистане XVI в. По мате-
риалам Вакф-наме*, Ташкент, 1966

備考: Shaybānī Khān の息子である Muḥammad Tīmūr Sultān の嫁、Mihr Sultān Khānīm が、
サマルカンドの Shaybānī Khān マドラサを維持するためにおこなったワクフ設定を記録した
文書。ペルシア語校訂テキストにロシア語の訳注と、研究を付す。

Мукминова, Р.Г., *Очерки по истории ремесла в Самарканде и Бухаре в XVI веке*,
Ташкент, 1976

備考: 説明省略。

Мукминова, Р.Г., *Социальная дифференциация населения городов Узбекистана в XV-
XVI вв.*, Ташкент, 1985

備考: 説明省略。

2. ヒヴァ・ハーン国領内

Иванов, П.П., *Архив Хивинских ханов XIX в. Исследование и описание докумен-
тов с историческим введением. Новые источники для истории народов Средней Азии*,
Ленинград, 1940

備考: 巻末に使用史料の一部のアラビア文字テキスト、計 16 点が収録される。尚、この 16 点の文書
は全てチャガタイ・トルコ語で作成されている。

Юлдашев, М.Ю., *К истории крестьян Хивы XIX века*, Ташкент, 1966

備考: 巻末に使用史料のテキストがファクシミールの形で掲載される。

3. コーカンド・ハーン国領内

Набиев, Р.Н., *Из истории Кокандского ханства (феодалное хозяйство Худояр-хана)*, Ташкент, 1973

備考: 上奏書等、計 68 点の文書がファクシミールの形で発表されている。

Троицкая, А.Л., *Материалы по истории Кокандского ханства XIX в.*, Москва, 1969

備考: 徴税業務にかかわる上奏書等、計 44 点の文書テキストのファクシミールとロシア語訳が収録される。

4. 碑文

Babadjanov, B., Muminov, A., Jürgen Paul, *Schaibanidische Grabinschriften*, Wiesbaden, 1997

備考: サマルカンド、ブハラ、タシュケント、トルキスタンという 4 都市、6 施設に保存されるシャイバーン朝王族の墓碑銘計 84 点のアラビア文字オリジナル・テキストに訳注を付して発表したものの。著者の一人、パフティヤール氏は中央アジアのスーフィズム研究で有名であり、来日経験もあるが、氏の研究の出発点は中世文化財の保存と碑文の解読である。ムミーノフ氏はウズベキスタン在住のカザフ人でアラビスト。ユルゲン・ポール氏はドイツの中央アジア史研究者で、主にスーフィズム研究の分野で多数の業績を発表している。ドイツの援助で出版されたため、本文はウズベク語・ドイツ語・ロシア語の 3 言語で記述されている。図版多数。

Подхудоева, Л.Н., *Эпиграфические памятники Самарканда XI-XIV вв., том 1*, Душанбе, 1992

備考: 11 世紀から 14 世紀にかけて作成された、サマルカンドの墓碑銘 (кайрак) 計 130 点の集成。アラビア文字オリジナル・テキストと訳注。本書に収録される墓碑銘コレクションの基礎をなすのは、1963 年と 1968 年に Мухтаров, А.М. を首班とする、タジク共和国科学アカデミー歴史学研究所中世史部局古文書調査隊によるサマルカンド野外文化財博物館 (музей-заповедник) 所蔵品調査の際に発見された墓碑銘群である。尚、кайрак(qāyraq) とはウズベク語で、「木材・石・金属の長材、角材」を意味する言葉である。

5. 論文

Чехович, О.Д., Егани, А.А., Регесты среднеазиатских актов (Материалы к сводному каталогу актовых источников в собраниях СССР), *Письменные памятники Востока. Историко-филологические исследования. Ежегодник 1974-1979*, Москва, 1981-1987

備考: 4 部作の未公開文書目録。各文書のファクシミールも添付され、史料価値が非常に高い。

Чехович, О.Д., Вильданова, А.Б., Вақф Субҳан-Қули-Хана Бухарского 1693 г., *Письменные памятники Востока, 1973*, Москва, 1979

備考: ワクフ文書 1 点とこれに関連する各種文書のテキスト、ロシア語訳注、ファクシミール。

Чехович, О.Д., Реликтовые клаузы среднеазиатских актов, *Памятники истории и литературы Востока*, Москва, 1986

備考: 20 世紀初頭の売買文書 1 点のテキストとファクシミール。

Чехович, О.Д., Вакуфный документ времени Тимūra из коллекции Самаркандского музея, *Эпиграфика Востока IV*, ?, 1951

備考: ワクフ文書 1 点の校訂テキスト、ファクシミール、ロシア語訳注。

Мукминова, Р.Г., Акт о наследстве (Самаркандская область, XVI в.), *Памятники истории и литературы Востока*, Москва, 1986

備考: *Majmū'a-yi Wathā'iq* 所収の相続文書のテキスト、ロシア語訳注、ファクシミール出版。川本正知「イスラム法と 16 世紀サマルカンドの遺産相続」前川和也編著『家族・世帯・家門』ミネルヴァ書房 (1993) も参照。

久保一之「イスラーム期中央アジア古文書学の成果と 16 世紀ブハーラーの法廷文書書式集」『東洋学報』78、pp.029-053、1996

アブドゥライモフ, М.А.「ブハラのコシュベギ官房文庫研究序説」『西南アジア研究』37、pp.23-57、1992

6. 所謂ブハラ・ハーン国期古文書研究の回顧と展望

a) 研究対象

ワクフ文書や売買文書、および一部の勅書を利用した社会経済史研究は旧ソ連研究者がもっとも得意とするところである。確かに旧西側研究者からみれば、彼等の論旨には「始めに結論ありき」というきらいもある。だが、世界中いずれの地域においても、前近代の社会では現代にくらべ著しく厳しい搾取が行われていたことはある意味で当然のことであり、彼等の論旨をはじめから否定的にとらえることなどできない。

また、ワクフ文書の研究は歴史地理学の発展にも大きく貢献した。リストには含めなかったが、Вяткин がワクフ文書の記述から、サマルカンドのウルグ・ベグ天文台の位置を想定し、これにもとづいて実際に天文台が発掘されたのは有名な話である。

一方、古文書特有の各種術語の研究も枚挙にいとまがない。上記リストに挙げた代表的な研究書では、殆どの場合、テキストの訳文に詳細な語注が付されている。また、特定の術語についての専論も多い。特に、Чехович, Мукминова, Егани 等の研究は重要である。

反面、書式研究は Чехович, Казаков を中心として進められてきてはいるが、いまだ十分ではない。

また、対象となる時代が下るにつれ、豊富な徴税業務関連文書の利用が可能となるという傾向もある。

b) 問題点

イスラム法学の見地からの文言解釈の必要性。たしかに、Чехович はイスラム法学の研究と文書研究とを一定程度までリンクさせることに成功した。但し、彼女の場合、文書に記録される行為がいかに合法化されるのかという点に興味が集中した。一方、文書中に現れる一々の文言

が実は法学上の裏付けをもつことについて、Чехович はこれを知らなかったわけではないが、十分に研究を深化させることまではできなかった。ここに、現代の研究者にとっての課題の一つが浮かび上がる。一例として、ここではワクフ文書に頻出する分詞 *lāzim* および動名詞 *luzūm* という術語を取り上げる。出典は、Чехович, Вильданова 1979 にて公刊された 17 世紀のワクフ文書の 86-88 行目である。

... و بعده وکیل مذکور عالیحضرت واقفین (۸۷) مشار الیہما بوكالت مذکور این وقف را از دست خود اخراج نمودند و بکسیکه بتولیت آن وكالة نصب کرده بودند تسلیم نمودند و باز آنرا بعلت عدم لزوم (۸۸) میخواستند وكالة متصرف شوند از برای عالیحضرت مشار الیہما ...

После этого упомянутый доверенный высокостепенных основателей вақфа (87) на основании упомянутой доверенности изъял этот вақф из своих рук и вручил человеку, которого он по доверенности назначил попечителем, и (88) пожелал снова завладеть им для упомянутых высокостепенных /основателей вақфа/ в качестве доверенного, *ввиду отсутствия необходимости /передавать другому/*.

ワクフ設定の最後の段階として、ワーキフが一旦ワクフ物件をムタワッリーに引き渡すものの、すぐにこれを自分の占有下に取り戻そうとする。そこで、カーディーが、ワクフ設定は実効力を有し、もはやワーキフがこれを占有することはできないとの判決を下す。これは、当時のワクフ文書末尾に必ず登場するいわば茶番劇である。ここで注目すべきは、ワーキフが自己の占有下にワクフ物件を取り戻す際の口実となる、*ba-‘illat-i ‘adam-i luzūm* という文言である。「*luzūm* が存在しないことを理由に」というこの文言にあらわれる *luzūm* とは何か。

前引のロシア語訳にあるごとく、Чехович と Вильданова は、この文言を「[第三者に引き渡す] 必要性がないゆえに」と解釈した。しかしながら、この文言はハナフィー派イスラム法学の規定を忠実に反映するものである。

ワクフ設定が法的実効性を有するか否かについて、アブー・ユースフとシャイバーニーの両名は法的実効性を有するという立場をとる。ところが、アブー・ハニーファの学説ではワクフは法的実効性をもたないことになる。実は、件の *luzūm* とは、「法的実効性を有すること」を意味する法学上の術語なのである。さて、ハナフィー派の学説は上記三名の言説を根拠として成立するものであるが、各々の学説に対立がある場合、三名のうち二名が提唱する学説が採用される。つまり、ワクフの法的実効性についていえば、アブー・ユースフとシャイバーニーの学説が優先されることになる。件の茶番劇はこの学説の対立をワクフ文書の文言中で表現したものにほかならない。ワーキフは一旦ワクフ財産をムタワッリーに引き渡す。しかし、アブー・ハニーファは「ワクフ設定は法的実効性をもたない」と言っているのだから、これを自分の占有下に取り戻しても構わないだろうと主張してみせる。これに対してカーディーは、「いや、アブー・ハニーファとシャイバーニーの両名が、ワクフ設定は法的実効性を有する」と言っている以上、一旦ムタワッリーに引き渡したワクフ物件を取り戻すことはできないと、判決するのである。当時の手続きにおいては、この擬似的訴訟劇をもって、はじめてワクフ設定が法律上完了するのである。

このように、イスラム法学により合法化される行為を記録した文書の文言は、かなりの部分法学上の規定を反映するものである。文書研究の基礎となるのは、或る文書のテキストから定型句

を削り取り、その文書オリジナルの情報だけを抜き出すことである。イスラム法学の規定を反映する定型句を削り取るには、イスラム法学そのものの研究が欠かせないことはいうまでもない。